

議案第 22 号

四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の
制定について

四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を次の
ように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例
目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 堤防（第 3 条—第 18 条）
- 第 3 章 床止め（第 19 条—第 22 条）
- 第 4 章 堰（第 23 条—第 35 条）
- 第 5 章 水門及び樋門（第 36 条—第 43 条）
- 第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔（第 44 条—第 49 条）
- 第 7 章 橋（第 50 条—第 57 条）
- 第 8 章 伏せ越し（第 58 条—第 62 条）
- 第 9 章 雑則（第 63 条—第 65 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 100 条第 1 項において準用する法第 13 条第 2 項の規定に基づき、本町の準用河川（法第 100 条第 1 項の規定に基づいて町長が指定した河川をいう。以下同じ。）に設ける河川管理施設又は法第 100 条第 1 項において準用する法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）に定めるところによる。

第 2 章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の右欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

項	計画高水流量（単位 1秒間につき 立方メートル）	計画高水位に加える値（単位 メートル）
1	200 未満	0.6
2	200 以上 500 未満	0.8
3	500 以上 2,000 未満	1
4	2,000 以上 5,000 未満	1.2
5	5,000 以上 10,000 未満	1.5
6	10,000 以上	2

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、計画高水流量が1秒間につき500立方メートル以上である場合においても、3メートル以上とすることができる。

項	計画高水流量（単位 1秒間につき 立方メートル）	天端幅（単位 メートル）
1	500 未満	3
2	500 以上 2,000 未満	4
3	2,000 以上 5,000 未満	5
4	5,000 以上 10,000 未満	6
5	10,000 以上	7

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(小段)

第9条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

2 堤防の小段の幅は、3メートル以上とするものとする。

(側帯)

第10条 堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、規則で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

(護岸)

第11条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

(水制)

第12条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(堤防に沿って設置する樹林帯)

第13条 堤防に沿って設置する樹林帯は、規則で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

(管理用通路)

第14条 堤防には、規則で定めるところにより、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。

(波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置)

第15条 2以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第16条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められる当該箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするもの

とする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第6条第1項の表の右欄に掲げる値を加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められる当該箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

（天端幅の規定の適用除外等）

第17条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び第16条第2項の規定は、適用しない。

- 2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び第16条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第18条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防（計画横断形が定められている場合における、当該計画横断形に係る堤防を言う。以下同じ。）の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第16条及び前条を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

（構造の原則）

第19条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工）

第20条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工を設けるものとする。

（護岸）

第21条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

（魚道）

第22条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必

要があるときは、規則で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第4章 堰

(構造の原則)

第23条 堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第24条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第26条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第48条第1項及び第51条第1項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部の径間長)

第25条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

項	計画高水流量（単位 1秒間につき 立方メートル）	径間長（単位 メートル）
1	500 未満	15
2	500 以上 2,000 未満	20
3	2,000 以上 4,000 未満	30
4	4,000 以上	40

2 前項の表1の項の中欄に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

3 第1項の表3の項又は4の項の中欄に該当する場合において、第1項の規定によれば径間長の平均値を50メートル以上としなければならない可動堰の構造上適当でないとして認められるときは、同項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同表3の項又は4の項の右欄に掲げる値未満のものとするることができる。

4 第1項の表4の項の中欄に該当する場合においては、第1項の規定にかかわらず、

流心部以外の部分に係る可動堰の可動部の径間長を 30 メートル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、前項の規定の適用がある場合を除き、40 メートル以上としなければならない。

- 5 可動堰の可動部が起伏式である場合においては、規則で定めるところにより、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部の径間長の特例)

第 26 条 可動堰の可動部の一部を土砂吐きとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第 3 欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第 2 項に該当する可動堰の可動部を除き、同表の第 4 欄に掲げる値以上でなければならない。

項	計画高水流量（単位 1 秒間につき立方メートル）	可動部のうち土砂吐き としての効用を兼ねる 部分の径間長（単位 メートル）	可動部の径間長の平均 値（単位 メートル）
1	500 未満	12.5	15
2	500 以上 2,000 未満	12.5	20
3	2,000 以上 4,000 未満	15	30
4	4,000 以上	20	40

- 2 前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐きとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、規則で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの構造の原則)

第 27 条 可動堰の可動部のゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

- 2 可動堰の可動部のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

- 3 可動堰の可動部のゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。

(可動堰の可動部のゲートに作用する荷重の種類)

第 28 条 可動堰の可動部のゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によって生ずる力を採用するものとする。

(荷重等の計算方法)

第 29 条 前条に規定する荷重の計算その他可動堰の可動部のゲートの構造計算に関し必要な技術的基準は、規則で定める。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第 30 条 前 3 条に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第 31 条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第 6 条第 1 項の表の右欄に掲げる値を加えた値以上で、当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第 32 条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第 6 条第 1 項の表の右欄に掲げる値を加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第 1 項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第 33 条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第 34 条 第 20 条から第 22 条までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第 35 条 第 24 条及び第 31 条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第 5 章 水門及び樋門

(構造の原則)

第 36 条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第 37 条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又

はこれに準ずる構造とするものとする。

- 2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第 38 条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

- 2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第 39 条 第 24 条から第 26 条まで（第 25 条第 5 項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第 24 条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第 26 条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第 25 条及び第 26 条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第 25 条第 1 項中「堰柱」とあるのは「門柱」と読み替えるものとする。

- 2 河川を横断して設ける樋門で 2 門以上のゲートを有するものの内法幅は、5 メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の 2 倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第 40 条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

- 2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
- 3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第 41 条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

- 2 第 31 条第 1 項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第 32 条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第 42 条 第 33 条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、規則で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第 43 条 第 20 条及び第 21 条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第 6 章 揚水機場、排水機場及び取水塔

(揚水機場及び排水機場の構造の原則)

第 44 条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

(排水機場の吐出水槽等)

第 45 条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。

ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第 47 条第 1 項、第 55 条第 2 項、第 60 条第 1 項及び第 62 条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

(流下物排除施設)

第 46 条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(樋門)

第 47 条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第 39 条第 2 項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

(取水塔の構造)

第 48 条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

- 2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
- 3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第 49 条 第 20 条及び第 21 条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第 7 章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第 50 条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第 51 条 河岸又は川幅が 50 メートル以上の河川及び背水区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。
- 3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第 52 条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）においては低水路の河床の表面から深さ 2 メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面より下の部分に

設けることができる。

(径間長)

第 53 条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値（以下この項及び第 3 項において「基準径間長」という。）以上とすればその平均値を基準径間長に 5 メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から 5 メートルを減じた値（30 メートル未満となるときは、30 メートル）以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

この式において、L 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L	径間長（単位　メートル）
Q	計画高水流量（単位　1 秒間につき立方メートル）

2 次の各号のいずれかに該当する橋（規則で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

(1) 計画高水流量が 1 秒間につき 500 立方メートル未満で川幅が 30 メートル未満の河川に設ける橋 12.5 メートル

(2) 計画高水流量が 1 秒間につき 500 立方メートル未満で川幅が 30 メートル以上の河川に設ける橋 15 メートル

(3) 計画高水流量が 1 秒間につき 500 立方メートル以上 2,000 立方メートル未満の河川に設ける橋 20 メートル

3 基準径間長が 25 メートルを超えることとなる場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を 25 メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。

4 河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において規則で特則を定めることができる。

(桁下高等)

第 54 条 第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定は、橋の桁下高について準用する。この

場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

- 2 橋面（路面その他規則で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第 55 条 第 20 条及び第 21 条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第 56 条 橋（取付部を含む。）は、規則で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第 57 条 第 51 条第 1 項から第 3 項まで、第 52 条、第 53 条及び第 54 条の規定は、遊水地その他これらに類するものの区域（規則で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

- 2 この章（第 54 条及び前条を除く。）の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第 8 章 伏せ越し

（適用の範囲）

第 58 条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第 59 条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構造）

第 60 条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

- 2 第 37 条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

（ゲート等）

第 61 条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内

の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第 27 条第 2 項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第 33 条の規定は伏せ越しについて準用する。

（深さ）

第 62 条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）においては低水路の河床の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ 2 メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第 9 章 雑則

（適用除外）

第 63 条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- （1） 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- （2） 臨時に設けられる河川管理施設等
- （3） 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等
- （4） 特殊な構造の河川管理施設等で、町長がその構造が第 2 章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例）

第 64 条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあっては、法第 100 条第 1 項において準用する法第 26 条の許可。以下同じ。）があった後における計画高水流量、計画横断形及び計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（小河川の特例）

第 65 条 計画高水流量が 1 秒間につき 100 立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、規則で定めるところにより、この条例の規定によらないものとすることができる。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。